

建築物を解体予定の方へ

特定建設資材を用いた建築物の解体工事・新築工事等で一定規模以上の工事を行う場合、発注者は、建設リサイクル法の届出が必要です。なお、解体工事を行うには、自主施工を除き、建設リサイクル法の解体工事業の登録、または、建設業の許可が必要になります。

○特定建設資材とは…

- ◇コンクリート
- ◇コンクリートと鉄から成る建築資材
- ◇木材
- ◇アスファルト・コンクリート

○対象建設工事の種類毎における規模の基準

- ①建築物の解体工事
床面積の合計80㎡以上
- ②建築物の新築・増築工事
床面積の合計500㎡以上
- ③リフォーム等
請負金額1億円以上
- ④土木工事等
請負金額500万円以上

※②や④などの場合で、現場において特定建設資材を使用していれば届出の対象になります。

○届出内容

建築物等の構造、工事着手時期、計画等について

○届出期限

工事の着手7日前まで

○届出先及びお問い合わせ

県西県民センター建築指導課
建築G

☎0296(24)9149

○建設リサイクル法の解体工事業の登録のお問い合わせ

茨城県土木部検査指導課

☎029(301)4386

働くことの悩み無料相談会

「働きたいけど、どうすればいいの？」就職についての悩みや不安を話してみませんか。若者の就労支援相談会を実施します。県西サポステでは課題克服の様々なセミナー、面接練習、履歴書添削なども行っています。

○日時

- ・12月10日(火)
- ・令和2年1月14日(火)

両日、午後2時～午後4時

※前日までの予約制

○場所 多目的集会センター

相談室

○対象 15歳～39歳までの方、または、保護者・関係者

○お問い合わせ

厚生労働省委託事業
いばらき県西サポステーション

☎0296(54)6012

12月4日から10日まで は人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は、自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

○令和元年度啓発活動年間強調事項

- ①女性の人権を守ろう
- ②子どもの人権を守ろう
- ③高齢者の人権を守ろう
- ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤同和問題(部落問題)を解消しよう
- ⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦外国人の人権を尊重しよう
- ⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

⑬ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

⑭性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

⑮性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

⑯人身取引をなくそう

⑰東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

○お問い合わせ
水戸地方事務局
☎029(227)9919

ご存知ですか？ 高次脳機能障害

頭を強くぶついたり、脳卒中等の病気で倒れたりした後、「新しいことが覚えられない」、「人が変わった」、「今までと違う」等と感じたら、高次脳機能障害かもしれません。

高次脳機能障害は、外見からは分かりづらく、周りから見過ごされたり、本人も気づかなかつたりすることがあります。

茨城県高次脳機能障害支援センターでは、専任の支援コーディネーターによる相談を行っ

ていますので、ご相談ください。

○お問い合わせ

茨城県高次脳機能障害支援センター

☎029(887)2605

保育のお仕事に関わりたく方を応援しています

茨城県では、人材派遣会社のマンパワーグループとタイアップし、「いばらき保育人材バンク」を設置し、保育の仕事に関わりたく方を応援しています。

結婚や出産などで保育士を離職中で、復職を検討している方、保育士の資格は無いが保育の仕事に興味がある方は、ぜひ、ご相談ください。みなさんの希望に合った保育施設を紹介いたします。

また、ブランクにより保育士として、職場復帰に不安のある方を対象とした復職者向けセミナーを開催するほか、資格が無い方には、保育士資格の取得を支援しています。

○お問い合わせ

茨城県子ども未来課
☎029(301)3252
マンパワーグループ(株)
つくば支店

☎0120(604)148
水戸オフィス

☎0120(557)136